

期限内の申告を！

2月16日～3月15日は確定申告期間です

問 大和税務署 ☎(262)9411
市民税課 ☎(235)8594

平成27年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間は2月16日(火)～3月15日(火)です。海老名市内に居住している方の確定申告書提出先は大和税務署です。申告書はご自身で作成し、期限内の提出をお願いします。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って必要事項を入力すると税額などが自動計算され、申告書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

なお、所得税の確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。



市役所でできる
確定申告

▼会場 市役所702・703会議室

▼対象 ▼収入Ⅱ給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方
▼控除Ⅱ医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除の追加など

▼日時 2月16日(火)～3月15日(火) ※(土)日は除く。ただし、2月21日・28日(日)は実施

午前の部 8時30分～12時
(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)

市役所でできない
確定申告

〔午後の部〕13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)
※2月20日・3月5日(土)8時30分～12時)は市役所開庁日のため、完成した申告書に限り、市民税課窓口で收受します。
▼注意事項 混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。また、市役所への郵送による提出はできません。

次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告を行ってください。

市・県民税
(個人住民税)の申告

平成28年度市・県民税の申告書の提出期限は3月15日(火)です。

申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

①所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
②27年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤

務先から市に提出されている方
③27年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がない方
④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月15日(月)までは市民税課窓口(土曜開庁日も含む)で、2月16日(火)～3月15日(火)は市役所702・703会議室で確定申告と同様の時間内に申告してください。また、郵送による提出も可能です。

収の対象とならない公的年金を除く)の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合の確定申告は不要になりました。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書提出は可能です。
また、確定申告が不要場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

2月10日以降に
大和税務署で

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書の作成は、2月10日(水)以降に大和税務署内会場へお越しください。

公的年金などに係る
確定申告

平成23年分以降、公的年金など(平成27年分から外国の法令に基づいて支払われる年金、源泉徴

確定申告、市・県民税の申告時に持参するもの

所得税および復興特別所得税の確定申告は①～⑨、市・県民税の申告は①～⑤を持参してください。なお、申告の内容により、その他の資料が必要になる場合があります。

- ①印鑑・筆記用具・計算用具
- ②源泉徴収票(原本)
- ③社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ④生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤医療費控除がある場合は、領収書(あらかじめ合計額を計算)、高額療養費・分べん費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額が分かるもの
- ⑥申告者本人の銀行口座番号
- ⑦前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控え、または写しなど
- ⑧税務署から申告書やお知らせのはがきが郵送された方は、その用紙など
- ⑨e-Taxを利用している方は、利用者識別番号と暗証番号